

AXLBOX 約款

AXLBIT 株式会社

2013年8月1日制定

目次

第1章 総則.....	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	1
第3条 (本約款の変更)	1
第2章 利用契約.....	2
第4条 (利用契約の成立)	2
第5条 (利用契約の申込み)	2
第6条 (承諾)	2
第7条 (利用期間)	2
第8条 (契約者による利用契約の解約)	3
第9条 (当社による利用契約の解除)	3
第10条 (電子的方法)	3
第3章 本サービスの提供.....	3
第11条 (IDおよびパスワードの提供等)	3
第12条 (権利関係)	4
第13条 (禁止行為)	4
第14条 (本サービス提供の中止)	4
第15条 (本サービス提供の終了)	5
第4章 利用料金.....	5
第16条 (利用料金)	5
第17条 (遅延損害金)	5
第18条 (利用料金の返金等)	6
第5章 情報の取扱い.....	6
第19条 (守秘義務)	6
第20条 (個人情報)	6
第6章 責任.....	7
第21条 (契約者の責任)	7
第22条 (当社の責任)	7
第23条 (不可抗力)	7
第7章 雑則.....	7
第24条 (反社会的勢力との絶縁の保証)	8
第25条 (権利および義務の譲渡等の制限)	8
第26条 (準拠法・管轄)	8
第27条 (協議)	8

第1章 総則

第1条 (目的)

1. 「AXLBOX 約款」(以下「本約款」といいます)は、AXLBIT 株式会社(以下「当社」といいます)が契約者に対して提供する本サービスの提供条件を定めるものです。
2. 本サービスには、本約款に加えて、個別サービスの規約、仕様書等(以下「個別規約等」といいます)が適用されます。本約款と個別規約等の内容が異なる場合は、個別規約等が優先して適用されます。
3. 契約者は、本約款および個別規約等の規定を遵守して本サービスを利用するものとします。

第2条 (定義)

本約款において使用する次の用語の意義は次表の定めるとおりとします。

(1) 本サービス	本約款に基づいて当社が契約者に提供するアプリケーションサービスをいいます。
(2) 個別サービス	当社が本サービスにおいて提供する個別のサービスおよびソフトウェアをいいます。個別サービスの名称、提供ソフトウェア等提供会社、提供条件、仕様その他必要な事項は、個別規約等に定めます。
(3) 提供ソフトウェア等	個別サービスとして提供するサービスまたはソフトウェアをいいます。
(4) 契約者	本サービスの利用に関して、本約款に基づいて当社と利用契約を締結したお客様をいいます。なお、利用契約が成立するまでは契約申込者といいます。
(5) 利用契約	本サービスの利用に関して、本約款に基づいて契約者が当社と締結する契約をいいます。
(6) 提供ソフトウェア等提供会社	提供ソフトウェア等の提供会社をいいます。
(7) 提供ソフトウェア等使用許諾契約	提供ソフトウェア等に関して契約者が提供ソフトウェア等提供会社または当社との間で締結する使用許諾契約をいいます。

第3条 (本約款の変更)

1. 当社は、当社所定の方法によって30日以上前に契約者に通知することにより、本約款の内容を変更することができます。通知の方法は、郵送、メール、またはWeb ページへの掲載のいずれかとします。
2. 契約者が本約款の変更内容に同意できないときは、本約款変更の効力が生じる前に利用契約を解約しなければならないものとします。
3. 契約者が本約款の変更後に本サービスを利用したときは、変更後の本約款の内容に同意したものとみなします。
4. 変更後の本約款は、当社が第1項の通知において定めた日に効力を生じることとします。

第2章 利用契約

第4条（利用契約の成立）

利用契約は、契約申込者の申込みに対し当社が承諾した時に成立します。

第5条（利用契約の申込み）

1. 利用契約の申込みは、個別サービスごとに、当社所定の書面（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入して行うものとします。
2. 契約申込者は、本約款および個別規約等の内容に承諾することができないときは、利用契約を申し込むことはできません。
3. 利用契約の成立後、申込時に当社に届け出た事項に変更があったときは、契約者は変更内容をすみやかに当社に届け出ることとします。

第6条（承諾）

1. 利用契約の申込みに対する承諾は、当社所定の書面（以下「承諾書」といいます）をもって通知します。
2. 当社が承諾書に利用開始日、利用料金その他利用契約に関して契約申込者と合意した事項を記載したときは、当該記載事項は利用契約の一部を構成するものとして、契約者と当社を拘束するものとします。
3. 次のいずれかに該当すると判断したときは、当社は、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は契約申込者に対してその旨を通知します。
 - (1) 契約申込者が、本約款および個別規約等の内容に同意せずに申込みを行った場合。
 - (2) 申込書に記載された内容が虚偽または不正確の場合。
 - (3) 申込書に必要な事項が記載されず、もしくは記載内容に不備があった場合。
 - (4) 契約申込者が、過去に本約款または個別規約等違反を理由に利用契約を解除されたことがある場合。
 - (5) 契約申込者が、過去に当社が提供するサービスの利用料金の支払いを怠ったことがある場合。
 - (6) 契約申込者と提供ソフトウェア等提供会社または当社との間に提供ソフトウェア等使用許諾契約が締結されなかった場合。
 - (7) 契約申込者が、第24条（反社会的勢力との絶縁の保証）の保証に反する場合。
 - (8) 前各号のほか、利用契約の申込みを承諾することが適当でない当社が判断した場合。

第7条（利用期間）

1. 本サービスの利用開始日および利用期間は、利用契約締結時に契約申込者との合意事項を記載した承諾書の定めるところに従うものとします。
2. 利用契約は、利用期間満了日までに解約または解除の効力が生じない限り、利用期間満了日に適用される個別規約等で定める期間更新されるものとし、以後も同様とします。

第8条（契約者による利用契約の解約）

1. 利用契約の全部または一部の解約は、当社所定の書面（以下「解約申入書」といいます）に所定の事項を記入して行うものとします。
2. 解約申入書は、個別規約等に定める時期までに当社に提出しなければならないものとします。

第9条（当社による利用契約の解除）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、事前の通知なく即時に利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が本約款または個別規約等に違反し、当社が相当期間をもって是正の催告をしたにもかかわらず、当該違反が是正されない場合。
 - (2) 契約者が差押、仮差押、仮処分または租税滞納処分を受けた場合。
 - (3) 契約者が強制執行、競売、破産または再生手続き開始の申立てがあった場合。
 - (4) 契約者が支払い停止に陥った場合その他信用状態が著しく悪化した場合。
 - (5) 契約者が法令または公序良俗に違反した場合。
 - (6) 利用契約の成立後、第6条（承諾）第3項に掲げる事由に該当することが判明した場合。
 - (7) 第13条（禁止行為）第2項第3号の措置を講じる場合。
 - (8) 第15条（本サービス提供の終了）により、本サービスの提供を終了する場合。
 - (9) 契約者が、第24条（反社会的勢力との絶縁の保証）の保証に反する場合。
 - (10) 前各号のほか、正当な理由により、契約者との利用契約を継続することが不適当と当社が認めた場合。
2. 当社は、前項の解除によって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第10条（電子的方法）

1. 本章の規定にかかわらず、契約者は、利用契約の申込み、変更、解約その他当社が個別規約等で定める利用契約に関する行為を当社所定の電子的方法により行うことができるものとします。
2. 契約者は、個別規約等で定める事項を遵守して当社所定の電子的方法を使用するものとします。

第3章 本サービスの提供

第11条（IDおよびパスワードの提供等）

1. 当社は、本サービス利用のために必要なIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます）を、当社所定の方法によって契約者に提供します。
2. 契約者は、ID等を適切な方法によって厳重に管理し、その使用について一切の責任を負うものとします。契約者のID等を利用した行為があったときは、当社はこれを契約者自身による行為とみなすことができるものとします。
3. 契約者は、ID等を紛失もしくは第三者によって不正に使用されたときまたはそれらの可能性が生じたときは、すみやかに当社に届け出るものとします。
4. 当社は、契約者がID等を紛失し、または第三者によって不正に使用されたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 12 条（権利関係）

1. 本サービス、個別サービス、提供ソフトウェアその他サービスまたはソフトウェアに関する権利は、当該サービスまたはソフトウェアの著作権を有する当社または提供ソフトウェア等提供会社に帰属します。
2. 契約者は、提供ソフトウェア等に関し、提供ソフトウェア等提供会社または当社と提供ソフトウェア等使用許諾契約を締結し、これを遵守するものとします。

第 13 条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって、次のいずれかに該当する行為（以下「禁止行為」といいます）をしてはならないものとします。
 - (1) 本約款または個別規約等に違反する行為
 - (2) 本サービスの運営を妨害する行為
 - (3) 他人のプライバシーを侵害し、または他人の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 他人の特許権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 提供ソフトウェア等のプログラムを複製、改変、編集し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読もしくはソースコードの発見を試みる行為
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態に置く行為
 - (7) 法令または公序良俗に反する行為
 - (8) 上記各号のおそれがある行為
 - (9) 前各号のほか、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が禁止行為を行ったと判断したときは、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
 - (1) 禁止行為をやめるよう警告すること
 - (2) 本サービスの全部または一部の提供を中止すること
 - (3) 利用契約の全部または一部を解除すること
 - (4) ID等を削除し、または利用停止とすること
 - (5) 前各号のほか、当社が適当と判断する措置を講じること
3. 当社は、前項の措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 契約者が禁止行為を行い、これによって当社が損害を被ったときは、当社は契約者に当該損害の賠償を請求できるものとします。

第 14 条（本サービス提供の中止）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
 - (1) 本サービス提供に関する設備、機器等を保守するために必要な場合。
 - (2) 提供ソフトウェア等提供会社の都合により提供ソフトウェア等の提供を中断する必要がある場合。
 - (3) 電力会社、通信事業者等のサービス提供が中断し、本サービスの提供が困難となった場合。
 - (4) その他、運用上または技術上本サービスの一時的な中断が必要と当社が判断した場合。
2. 本サービスの全部または一部の提供を中止するときは、事前に、中止の範囲および中止期間を契約者に

通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、事後に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの全部または一部の提供を停止することによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第15条（本サービス提供の終了）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
 - (1) 本サービス提供に関する設備、機器等の老朽化や保守の停止などにより、本サービスの品質を保持できないと当社が判断した場合。
 - (2) 提供ソフトウェア等の提供が終了され、提供ソフトウェア等の提供主体が変更され、その他の提供ソフトウェア等提供会社に生じた事情により、本サービスを提供することが困難または不可能となった場合。
 - (3) 第14条（本サービス提供の中止）により本サービスの提供中止の状態が長期間継続し、復旧する見込みがないと当社が判断した場合。
 - (4) 第23条（不可抗力）に定める事由により、本サービスを提供することができなくなった場合
 - (5) 当社が本サービスと同等の新たなサービスを開始した場合。
 - (6) その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難になったと当社が判断した場合。
2. 本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、90日以上前に、終了の範囲および終了時期を契約者に通知するものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は120日以上前に契約者に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。
4. 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了することによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条（利用料金）

1. 本サービスの利用の対価として契約者が当社に支払う利用料金の種別および金額は、個別規約等または利用契約締結時に契約申込者との合意事項を記載した承諾書の定めるところに従うものとします。
2. 利用料金の支払期日および支払方法は個別規約等に定めるものとします。
3. 利用料金に消費税および地方消費税が賦課されるときは、契約者は当社に利用料金に加えて消費税および地方消費税に相当する金額を支払うものとします。
4. 利用料金、遅延損害金その他契約者が当社に支払う金額の支払いに要する振込手数料その他の費用は契約者が負担するものとします。

第17条（遅延損害金）

契約者は、利用料金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第18条（利用料金の返金等）

1. 契約者から受領した利用料金については、本約款または個別規約等に定める場合を除き、返金しないものとします。
2. 利用契約の全部または一部について、契約者による解約または当社による解除（第9条に基づくものおよび法定解除）があったときは、契約者は当社に対して個別規約等に定める額の違約金を支払わなければならないものとします。

第5章 情報の取扱い

第19条（守秘義務）

1. 契約者および当社は、利用契約の申込み、変更、解約または解除の手続きの際に相手方に提供した情報（以下、「秘密情報」といいます）について、厳に秘密を保持し、開示者（秘密情報を開示した当事者をいうものとします）の書面による事前の承諾なく、その役員および従業員以外の第三者に当該秘密情報を開示、漏洩または公表してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は次に掲げる者（その役員および従業員を含むものとします）に対して、契約者の承諾なく秘密情報を開示することができるものとします。
 - (1) 当社のグループ会社（<http://axlbit.com/about/index.html> に掲げる会社をいうものとします）
 - (2) 提供ソフトウェア等提供会社
 - (3) 本サービスの提供に関して当社が業務を委託している第三者
3. 前2項の規定に基づき、被開示者（開示者から秘密情報を開示された当事者をいうものとします）が秘密情報を第三者に開示しようとする場合には、被開示者が開示者に対して負担する本契約上の義務と同一の義務を当該第三者に対しても課さなければならないものとします。また、当該第三者が秘密情報を漏洩等した場合には、被開示者は当該第三者と連帯して開示者に対して責任を負うものとします。
4. 被開示者は、秘密情報を、開示の際にあらかじめ定められた目的のみに使用し、開示者の書面による事前の承諾なく他の目的に使用してはならないものとします。
5. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製してはならないものとします。ただし、当社が第2項に基づいて同項に掲げる者に秘密情報を開示するときは、当社は契約者の承諾なく複製することができるものとします。被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得て複製した複製物を、秘密情報として扱うものとします。
6. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報として扱わないものとします。
 - (1) 開示時に既に被開示者が保有していた情報、または、開示後に正当な権限を有する第三者から合法的な手段によって守秘義務を負うことなく被開示者が入手した情報。
 - (2) 開示時に既に公知の情報、または、開示後に被開示者の責に帰すことができない事由によって公知となった情報。
 - (3) 開示者が書面によって事前に秘密情報から除外することを明示した情報。
 - (4) 被開示者が、秘密情報と無関係に、独自に開発または創作した情報。
 - (5) 法令により開示が強制された情報。

第20条（個人情報）

利用契約の申込み、変更、解約または解除に関して当社が取得した個人情報の取扱いは、別に当社がウ

ウェブページ (<http://www.axlbox.com/contact/privacy.html>) で定めるところにしたがうものとします。

第6章 責任

第21条 (契約者の責任)

1. 契約者は、本約款および個別規約等の定めるところにしたがい、自己の責任に基づいて本サービスを利用するものとします。
2. 契約者が当社の管理するサーバーに保存しているデータについては、当社はバックアップの義務を負わないものとし、契約者が自己の責任に基づいてバックアップを行うものとします。

第22条 (当社の責任)

1. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、契約者の特定目的の適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービス提供に関する設備、機器等の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた事態により、本サービスの利用不可、契約者に関するデータの消失等の事態が発生することがありますが、当社は、これにより契約者に発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
3. 提供ソフトウェア等の全部または一部について、第三者が提供ソフトウェア等提供会社、当社または契約者に対して特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害するものであるとして訴えを提起し、当社が本サービスの全部または一部を提供できなくなることがありますが、当社は、これによって契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。
4. 前2項のほか、本サービスに関する当社の債務不履行によって契約者に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がない限り、当社は契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。
5. 当社の故意または重過失により契約者に損害が生じた場合には、当社は、当該故意または重過失に起因して契約者に直接生じた通常の範囲の損害について、利用料金の1か月分に相当する金額を限度として、契約者に賠償するものとします。ただし、契約者が、第13条 (禁止行為) に違反したことにより発生した損害については、当社の故意または重過失が競合する場合であっても当社は一切責任を負わないものとします。

第23条 (不可抗力)

契約者および当社は、地震、火災、洪水、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、伝染病、法令の変更、官公庁による指導その他の不可抗力に基づく利用契約の不履行または遅延については、相手方に対して何ら責任を負わないものとします。

第7章 雑則

第24条（反社会的勢力との絶縁の保証）

契約者および当社は、相手方に対し、次に定める事項を保証するものとします。

- (1) 暴力団等の反社会的勢力から、直接・間接を問わず、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、および今後も行う予定がないこと（暴力団等の反社会的勢力が、証券市場を通じて、契約者または当社に意思を反してその株式を取得する場合は保証の範囲から除くものとします）。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、および今後も行う予定がないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に属する者およびそれらと親しい間柄の者を、役員等に選任しておらず、また従業員として雇用してはならないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力が、直接・間接を問わず、経営に関与していないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力と継続的な取引を行っていないこと。

第25条（権利および義務の譲渡等の制限）

契約者は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本約款および個別規約等により生ずる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第26条（準拠法・管轄）

1. 本約款および個別規約等は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約および個別規約等に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（協議）

本約款および個別規約等に定めのない事項については、契約者と当社の間で誠実に協議を行い、その内容を定めるものとします。

附則

2013年8月1日 制定

ISM CloudOne 個別規約

この「ISM CloudOne サービス個別規約」（以下、「本規約」といいます）は、AXLBOX 約款（以下、「原約款」といいます）に基づいて ISM CloudOne の提供条件を定めるものです。本規約で用いる用語の意義は原約款に定めるところに従います。

1. 個別サービスの名称	ISM CloudOne（以下、「本個別サービス」といいます）	
2. 提供ソフトウェア等提供会社	クオリティソフト株式会社	
3. 本個別サービスの提供条件	(1) 本個別サービスの仕様	別紙1「ISM CloudOne 仕様書」のとおりとします。
	(2) 提供ソフトウェア等使用許諾契約	契約申込者が利用契約の申込にあたって締結する提供ソフトウェア等使用許諾契約は、別紙2「ISM CloudOne 使用許諾契約書」のとおりとします。
	(3) 利用期間	本個別サービスの利用期間は、別紙3「ISM CloudOne 料金表」のとおりとします。
	(4) 自動更新の有無・期間	本個別サービスの利用契約は、利用期間満了の10営業日前までに解約の通知が当社に到着しない限り、利用期間と同様の期間更新されるものとし、以後も同様とします。
	(5) 解約申入書提出時期	本個別サービスの解約申入書提出時期は、利用期間満了日の10営業日前までに解約申入書を当社に提出してください。尚、利用期間の途中で本個別サービスの利用契約を解約することはできません。
	(6) 利用料金	承諾書において当社が指定する日までに当社指定の銀行口座に振り込むものとします。
	(7) 違約金の有無・金額	なし。
4. 本規約の変更	当社はいつでも本規約を変更することができるものとします。変更後の本規約の内容は、当社所定の方法によって、契約者に通知するものとします。	

附則

2013年8月1日 制定
 2013年11月15日 改定
 2014年1月20日 改定
 2014年10月1日 改定
 2015年2月16日 改定

-以上-

別紙 1

AXLBOX
「ISM CloudOne」
仕様書

第四版
2016年5月1日
AXLBIT 株式会社

1 サービス概要

AXLBOX「ISM CloudOne」（以下、「当サービス」）は、AXLBIT株式会社（以下、「当社」）がクオリティソフト社製ソフトウェア「ISM CloudOne」を期間利用型ソフトウェアサービスとして提供するものです。

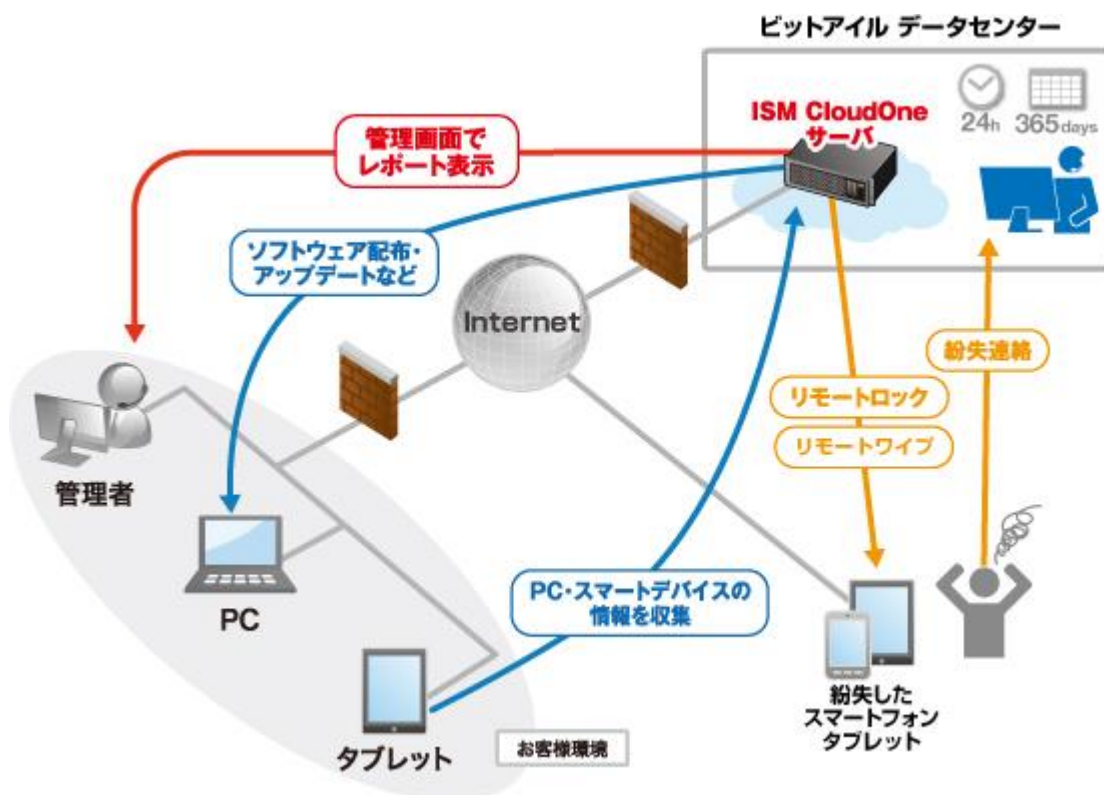
当サービスは、当サービスの利用者が、PC、プリンターおよびスマートフォン・タブレット等のスマートデバイスのセキュリティ対策および資産管理を行うためのサービスです。提供機能概要については、3項をご参照ください。

2 システム概要

当サービスは、ビットアイルエクイニクス社データセンター内に設置された設備上で、「ISM CloudOne」を稼働します。利用者のPCおよびスマートデバイス等の管理対象端末（以下、「クライアント」）とビットアイルエクイニクス社データセンターにあるサーバ間の通信は、インターネット経由で行われます。

各クライアントに、専用プログラムをインストールすることで、ビットアイルエクイニクス社データセンターにあるサーバに接続し、データの送受信を行います。

管理者は、インターネットを通じ管理画面（以下「ユーザコンソール」）にアクセスし、専用プログラムにより各クライアントからサーバに収集されたデータを基にレポート表示などの各種操作を行うことができます。



3 ご提供機能一覧

カテゴリ	機能	Windows	Android	iOS
------	----	---------	---------	-----

セキュリティ管理	自動セキュリティ診断	○	○	○
	ウイルス対策ソフト運用状況 レポート	○	○	○
	強制ソフトウェアアップデート	○		
	アプリケーション起動制御	○	○	
	配布アプリケーションの アンインストール			○
	ネットワーク接続制御		○	○
	SD カード/Bluetooth 接続制御		○	
	ISM クライアントの停止抑制	○	○	
	構成プロファイル削除検知			○
	緊急時制御アプリ登録		○	
	位置情報の取得		○	○
	リモートロック/ワイプ	○	○	○
	Root 化・Jailbreak 診断		○	○
	違反時ポリシー/ 構成プロファイルの設定		○	○
	アラートメール	○	○	○
	外部メディア利用制御 ※2	○		
URL フィルタリング ※2	○	○	○	
ユーザー操作ログ取得 ※2	○			

カテゴリ	機能	Windows	Android	iOS
資産管理	ハード/ソフトウェア一覧	○※1	○	○
	ライセンス管理レポート	○※1		○
	ライセンス約款辞書 ※2	○		
	スタンドアロン PC 管理	○		
	アプリケーションポータル		○	○
遠隔管理	アプリケーション配布	○	○	○
	リモートコントロール	○		
	レジストリー配布	○		
	ファイル/フォルダ配布	○		
その他	リース/レンタル管理	○※1	○	○
	グループ管理	○※1	○	○
	アンケート収集	○		
	ユーザー権限付与			
	プリンター管理			

※1 Mac OS にも対応しています。

※2 オプション機能となります。

4 サービス内容

- (1) 当サービスは、ビットアイルエクイニクス社データセンターにて、当サービスでご使用になる利用者のデータを収集し、利用者にはインターネットを経由しての対象データの使用を可能とするサービスです。
- (2) 管理者は、インターネットを通じユーザコンソールで、専用プログラムにより各クライアントからサーバに収集されたデータを基にレポート表示などの各種操作を行うことができます。
- (3) 当サービスの利用料金は、別紙3「料金表」の通りとします。
- (4) 当サービス利用者は、次の各号に掲げるサポートサービスをご利用することができます。
 - ①メールによる当サービスの各種操作説明
 - ②24時間 365日電話の依頼により、iOS 端末およびAndroid 端末のリモートロックおよび出荷時状態へのリセット（以下、「リモートワイプ」）の作業代行
- (5) 当サービスの対象アプリケーションはアドオン/カスタマイズには対応していません。

5 当社からの提供物

	数量	提供時期	提供方法	備考
操作ガイド (PDF)	1	利用開始日	メール	URL をお知らせします
登録通知書	1	利用開始日	メール	

6 リモートロックおよびリモートワイプ作業代行時の iOS 端末および Android 端末のデータ

- (1)24時間 365日電話の依頼により、iOS 端末およびAndroid 端末の出荷状態へのリセットの作業代行を行います。
- (2)リモートロックおよびリモートワイプ作業代行をご依頼頂く場合には、リモートロックおよびリモートワイプ作業を行う iOS 端末およびAndroid 端末について下記の情報が必須となります。
 - ①依頼者名
 - ②企業名
 - ③当サービスに登録されている端末の利用者名
 - ④端末の電話番号もしくは端末名
- (3)当社の作業代行は、リモートロックおよびリモートワイプの作業を代行するものであり、iOS 端末およびAndroid 端末の電源状態や電波状態の影響等により、iOS 端末およびAndroid 端末をリモートロックおよび出荷状態へリセットすることを保証するものではありません。
- (4)本作業代行により初期出荷状態へリセットされた iOS 端末およびAndroid 端末に保存されたデータの復旧について当社は一切の責任を負いません。利用者が自己の責任に基づいて iOS 端末およびAndroid 端末のバックアップを行うものとします。
- (5) リモートロックおよびリモートワイプ作業代行によって利用者に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がない限り、当社は利用者が発生した損害について一切責任を負わないものとします。

7 バックアップおよび設備保守

- (1) 利用者が、当社の管理するサーバに保存しているデータについては、当社はバックアップの義務を負わないものとします。

(2) 当社は、「当社利用の設備等」の障害発生時の復旧に供する為、利用者のデータを含め設備の全ての記録内容についてのバックアップ作業、移動および削除をすることができるものとします。当社が作成するバックアップデータは、当社の責任と管理のもとで厳重に運用され、「当社利用の設備等」の復旧以外の目的には使用しないこととします。当社が作成するバックアップデータは、前項の利用者の管理によるバックアップデータを補完するものではなく、また「当社利用の設備等」の復旧を完全に保証するものではありません。

(3) 当社は、「当社利用の設備等」に障害が発生し当サービスが正常に利用できなくなった場合は、前項のバックアップデータをもとにすみやかに復旧に努めます。ただし、前項のバックアップデータから当サービスが停止するまでの間にユーザーが入力されたデータは当社では保証しておりませんので、利用者または管理者により再度入力していただくことになります。

8 トライアル利用

- (1)利用期間はアカウント発行後 30 日間となります。
- (2)利用可能なクライアント数は 10 台までとなります。

9 動作環境

(1) 通信環境

システムサーバとクライアント間の通信環境は、次の表のとおりです。

クライアント種別	通信環境
Windows (※1)	IPv4、IPv6 (※3)
Mac (※2)	
Android	IPv4
iOS	

※1 IPv6 通信は、Windows XP 以降のみ対象です。IPv6 環境で WindowsXP、Windows server2003 を運用する場合は、必ず IPv6 コンポーネントをインストールしておく必要があります。なお、Windows XP/ Windows server2003 では、IPv6 通信でプロキシサーバを使用する際は、ホスト名で指定してください。(リテラル IPv6 の指定はできません。)

※2 IPv6 用接続先サーバに IP アドレスを設定した場合は、Mac OS X 10.4 では通信を行うことができません。(ホスト名で指定した場合は、通信可能です。)

※3 IPv6 の IP アドレスはインベントリ取得されません。

(2) ユーザコンソール

ユーザコンソールの動作環境は、次のとおりです。

項目	説明
Web ブラウザ	Internet Explorer 8~11 (Internet Explorer9 互換モード)
解像度	XGA (1024× 768) 以上

※日本語・英語・中国語(簡体字)に対応しています。

※対応 OS については、各バージョンの Internet Explorer の動作環境に準拠します。

※Internet Explorer10 以降(Internet Explorer9 互換モード)は、デスクトップ版のみ対応です。

(3) Windows クライアント (常駐型クライアント/ 非常駐型クライアント)

Windows の常駐型クライアント/ 非常駐型クライアントの動作環境は次のとおりです。

◆ 対応 OS

Windows クライアントの対応 OS は、次の表のとおりです。

OS	Edition	SP	備考
Windows XP	Home	SP2/SP3	32 ビットバージョン
	Professional	SP2/SP3	32 ビット、64 ビット両対応 (64 ビットバージョンは、SP2 のみ)
Windows Vista	HomeBasic	SP なし/SP1/SP2	32 ビット、64 ビット両対応
	Business	SP なし/SP1/SP2	
	Enterprise	SP なし/SP1/SP2	
	Ultimate	SP なし/SP1/SP2	
Windows 7	HomePremium	SP なし/SP1	
	Professional	SP なし/SP1	
	Enterprise	SP なし/SP1	
	Ultimate	SP なし/SP1	
Windows 8	Edition なし	SP なし	
	Pro	SP なし	
	Enterprise	SP なし	
Windows8.1	Edition なし	SP なし	
	Pro	SP なし	
	Enterprise	SP なし	
Windows 10 (※)	Pro	SP なし	
	Enterprise	SP なし	
Windows Server 2003	Standard Edition	SP1/SP2	
	Enterprise Edition	SP1/SP2	
Windows Server 2003 R2	Standard Edition	SP1/SP2	
	Enterprise Edition	SP1/SP2	
Windows Server 2008 (※)	Standard Edition	SP1/SP2	
	Enterprise Edition	SP1/SP2	
Windows Server 2008 R2 (※)	Standard Edition	SP なし/SP1	
	Enterprise Edition	SP なし/SP1	
Windows Server 2012	Datacenter	SP なし	64 ビットバージョン
	Standard	SP なし	
	Essentials	SP なし	
Windows Server 2012 R2 (※)	Datacenter	SP なし	
	Standard	SP なし	
	Essentials	SP なし	

※ Server Core インストールで利用している場合は、動作保証対象外です。

※ 制限事項があります。

◆ 必要な PC スペック

必要な PC スペックは、次の表のとおりです。

項目	説明
----	----

CPU	Pentium 4 1GHz 以上 Windows 2000/Windows XP/Windows Server 2003/Windows Server 2003 R2 の場合は、Pentium III 1GHz 以上
搭載メモリ	1GB 以上 Windows 2000/Windows XP/Windows Server 2003/Windows Server 2003 R2 の場合は、128MB 以上 (256MB 以上を推奨)
ディスク容量	120MB 以上 (650MB 以上を推奨)
対応ドライバー	キヤノン (※) Canon LIPS IV プリンタードライバーVer.12.15以降 上記のプリンタードライバーを使用しているキヤノン製プリンターについては、ポート設定と印刷のお気に入り設定が可能です。
	リコー (※) PrintTicket/PrintCapabilities に対応した RPCS プリンタードライバー ・RPCS ドライバー 2010 年 12 月以降発売の機種に対応したドライバー ・RPCS Basic ドライバー RPCS Basic ドライバー (カラー版) Ver.3.0.0.0 以降 RPCS Basic ドライバー (モノクロ版) Ver.3.0.0.0 以降 上記のプリンタードライバーを使用しているリコー製プリンターについては、ポート設定が可能です。

※ 対応機種以外で、Printer-MIB に対応しているプリンターでは、情報の収集/ 閲覧のみ可能です。なお、LP/MFP クライアントは PC の契約台数分まで登録できます。

(4)Mac クライアント

Mac の常駐型クライアントの動作環境は、次のとおりです。

◆ 対応 OS

Mac クライアントの対応 OS は、次の表のとおりです。

OS	Edition/ その他
Mac OS X 10.4 ~Mac OS X 10.10	IntelMac

※ 日本語・英語・中国語 (簡体字) に対応しています。

◆ 必要な PC スペック

必要な PC スペックは、次の表のとおりです。

項目	説明
CPU	Intel プロセッサ
搭載メモリ	512MB 以上
ディスク容量	100MB 以上 (500MB 以上を推奨)

(5)Android クライアント

当サービスで管理できる Android クライアントのスペックは、次の表のとおりです。

項目	説明
----	----

対応 OS	Android Ver.3 以降
搭載メモリ	256MB 以上 (512MB 以上を推奨)

(6) iOS クライアント

当サービスで管理できる iOS バージョンと、対応している Apple Configurator/iPhone 構成ユーティリティは次の表のとおりです。

項目	説明
対応 OS	iOS 4 (4.3 以降) ~ iOS 8.4
Apple Configurator	Ver.1.7.2 以降
iPhone 構成ユーティリティ	Ver3.4 以降

(7) LP/MFP クライアント

当サービスで管理できるプリンターは、次の表のとおりです。

項目	説明
対応プリンター (※)	Printer-MIB に対応しているネットワークプリンターや複合機
SNMP	V1/V2

※ 対応機種以外で、Printer-MIB に対応しているプリンターでは、情報の収集/ 閲覧のみ可能です。なお、LP/MFP クライアントは PC の契約台数分まで登録できます。

附則

2013 年 8 月 1 日 制定
 2013 年 11 月 27 日 改定
 2015 年 5 月 1 日 改定
 2016 年 5 月 1 日 改定

-以上-

別紙2

AXLBOX
「ISM CloudOne」
使用許諾契約書

第一版
2013年8月1日
AXLBIT 株式会社

頭書

1. 契約者（以下「甲」といいます）と AXLBIT 株式会社（以下「乙」といいます）は、次のとおり使用許諾契約（以下「本契約」といいます）を締結します。
2. 本契約は、クオリティソフト株式会社（以下「丙」といいます）が一切の知的財産権を有するソフトウェアの ISM CloudOne について、甲が、AXLBOX（以下「本サービス」といいます）の契約者としてこれを利用する場合の使用許諾に関して定めるものです。
3. 乙は、乙丙間の契約により、ISM CloudOne の使用权を甲に許諾する権限を授与されており、本契約によって甲に与えられる使用权は、かかる乙丙間の契約に基づくものです。
4. 本サービスの利用条件は、AXLBOX 約款（以下「原約款」といいます）、ISM CloudOne サービス個別規約（以下「原個別規約」といいます）、仕様書および利用契約（以下、総称して「原約款等」といいます）に定めるところによります。
5. 本契約で用いる用語の意義は、本契約で特に定めるものを除き、原約款等に定めるところに従います。

第1条（使用权の許諾）

乙は、本サービスの利用期間中、本契約および原約款等が定めるすべての条件を順守することを条件に、日本国内に限り、譲渡不能かつ非独占的な ISM CloudOne の使用权を甲に許諾します。

第2条（使用权の内容）

1. 甲は、ISM CloudOne について、本契約および原約款等の定める範囲で使用することができるものとします。
2. 甲は、本契約および原約款等の定める事項の全部または一部に同意できないときは ISM CloudOne をインストールしてはならず、すでにインストールを行った場合にはこれをアンインストールしなければならないものとします。また、甲が ISM CloudOne をインストールしたときは本契約および原約款等の定めるすべての事項に同意したものとみなされるものとし、甲はこれを承諾するものとします。

第3条（著作権その他の権利）

1. ISM CloudOne は、著作権の保護に関する国際条約および著作権法により保護されており、その著作権その他の権利は、丙または丙に対して権利を許諾した第三者（以下、総称して「著作権者」といいます）に帰属するものとします。
2. 甲は、ISM CloudOne の著作権その他の権利が甲に譲渡されるものではないことに同意し、ISM CloudOne のエンドユーザとなる者より、当該権利が著作権者に帰属することの同意を得るものとします。

第4条（禁止事項）

甲は、ISM CloudOne の使用にあたって、次のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) ISM CloudOne の全部または一部を複製し、公衆送信し、電気通信回線を通じて他に送信し、または頒布すること。ただし、本契約および原約款等で明示的に許容されている場合は除きます。
- (2) ISM CloudOne へのアクセス権限を認められた者以外の第三者にライセンス ID およびパスワードを開示し、またはこれを貸与すること。
- (3) ISM CloudOne の全部または一部を改変すること。ただし、本契約および原約款等で明示的に許容されている場合は除きます。

- (4) ISM CloudOne の全部または一部を逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、またはその他の方法でリバースエンジニアリングすること。
- (5) ISM CloudOne に表示されている著作権表示、商標表示その他の財産権表示を改変または除去すること。
- (6) 第三者に対して、ISM CloudOne の使用を許諾し、または ISM CloudOne の販売、貸与もしくはリースをすること。

第5条（本契約の解除等）

1. 甲が本契約のいずれかの条項に違反した場合であって、乙が甲に対し、相当の期間を定めて書面により是正の催告をしたにもかかわらず、甲が当該違反行為に対する是正を実施しなかったときは、乙は本契約を解除することができるものとします。
2. 利用契約が解約、解除、期間満了その他の理由によって効力を失ったときは、本契約は同時に失効するものとします。

第6条（本契約終了時の措置）

本契約が解除、終了等によって効力を失ったときは、甲は本契約に基づく権利の行使を直ちに停止し、ISM CloudOne をアンインストールしなければならないものとします。

第7条（準拠法および裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し、甲乙間において紛争が生じ、甲または乙がその解決のために訴訟手続の申し立等を行う場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約に定める事項について疑義が生じた場合には、甲および乙は双方で協議し、誠意をもって円満に解決を図るものとします。

以上

別紙3

AXLBOX
「ISM CloudOne」
料金表

第四版
2015年6月26日
AXLBIT 株式会社

本個別サービスの利用料金は、次のとおりとします。

サービス名	利用料金	備考
① ISM CloudOne-PC	500 円(税別)	管理対象:Windows 端末、Mac 端末、プリンタ
② ISM CloudOne-スマホ	300 円(税別)	管理対象:iOS 端末、android 端末
③ ISM CloudOne-WP オプション (外部デバイス制御機能)	220 円(税別)	-
④ URL フィルタリングオプション	100 円(税別)	-
⑤ ユーザー操作ログオプション	300 円(税別)	ログ保管期間3ヶ月、アーカイブ保管期間6か月
⑥ ハードディスク暗号化オプション	700 円(税別)	

※上記月額利用料金は、1 デバイス、1 ヶ月間の使用料となります。

※初期費用は無償です。

※利用開始月は無償提供、翌月 1 日から有償提供となります。

※最低利用申込み数は①ISM CloudOne-PC+②ISM CloudOne-スマホの数量が5 からとなります。

※③ISM CloudOne-WP は、①ISM CloudOne-PC と同数のご契約となります。

※④URL フィルタリングオプションは、①ISM CloudOne-PC+②ISM CloudOne-スマホの数量内のご契約となります。

※⑤ユーザー操作ログオプションは、①ISM CloudOne-PC と同数のご契約となります。

附則

2013 年 8 月 1 日 制定

2014 年 8 月 1 日 改定

2015 年 1 月 1 日 改定

2015 年 6 月 26 日 改定

-以上-

AXLBOX 特別規約

第1条（目的）

本規約は、代理店または販売店をとおして当社と利用契約を締結した契約者について、AXLBOX約款およびAXLBOX約款にもとづく個別規約等の特則を定めるものです。

第2条（定義）

1. 本規約において特に定める場合を除き、本規約において用いる用語の定義は、AXLBOX約款に定めるところに従います。
2. 本規約において使用する用語の定義は次表の定めるとおりとします。

用語	定義
(1) 本規約	「AXLBOX 特別規約」をいいます。
(2) 代理店	本サービスの利用契約について、当社を代理して契約申込者と利用契約を締結する権限を当社から与えられた法人をいいます。
(3) 本サービス利用証書	本サービスの利用権を化体した当社発行にかかる証書をいいます。
(4) 販売店	本サービス利用証書を第三者に再売買する権限を当社から与えられた法人をいいます
(5) 本サービス利用証書購入者	本サービス利用証書を販売店より購入した者をいいます。

第3条（代理店経由の場合の特則）

契約申込者が代理店との間で利用契約の締結行為をした場合には、次に掲げる事項は、AXLBOX約款、個別規約等の定めにかかわらず、当該利用契約の締結行為時に個別に合意した内容が利用契約の内容となるものとします。

- (1) 利用期間
- (2) 利用期間の自動更新の有無および自動更新がある場合には自動更新後の利用期間
- (3) 解約申入書の提出時期
- (4) 利用料金の金額
- (5) 利用料金の支払方法

第4条（販売店経由の場合の特則）

1. 本サービス利用証書購入者が本サービス利用証書の利用権を行使する意思表示を当社に通知した場合には、当社は、当該意思表示の通知をもってAXLBOX約款第5条に規定する利用契約の申込みを行ったものみなして取り扱うものとします。
2. 本サービス利用証書購入者と当社との間で利用契約が成立した場合には、次表左欄に掲げる事項は、AXLBOX約款、個別規約等の定めにかかわらず、同表右欄に規定するとおりとします。

事項	特則
(1) 利用期間	AXLBOX約款第7条第1項の規定にかかわらず、本サービス利用証書に規定するとおりとします。
(2) 利用期間の自動更新の有無	AXLBOX約款第7条第2項の規定にかかわらず、利用期間の自動更新はないものとします。
(3) 契約者による利用契約の解約	AXLBOX約款第8条の規定にかかわらず、契約者が利用期間中に利用契約の全部または一部を解約することはできないものとします。
(4) 利用料金	販売店に対する本サービス利用証書の購入価格の支払いをもって利用料金が支払われたものとみなし、AXLBOX約款第16条および第17条の規定は適用しないものとします。
(5) 当社の責任	AXLBOX約款第22条第5項中「利用料金の1か月分に相当する金額」とあるのは、次の計算式で算出される金額に読み替えるものとします。 $\text{金額} = \text{本サービス利用証書の購入価格} \div \text{本サービス利用証書に記載された利用期間}$

第5条（本規約の変更）

当社はいつでも本規約を変更することができるものとします。変更後の本規約の内容は、当社所定の方法によって、契約者に通知するものとします。

附 則

本規約は、2015年2月16日から効力を発生します。